

福祉教育推進セミナー×共に学び、生きる 共生社会コンファレンス in 鳥取



1月16日に県立福祉人材センターで本セミナーを開催しました。本セミナーでは、誰もが学びの主体となる「生涯学習」の視点から、多様な学びの場が人や地域とのつながりを生み出すことに着目し、地域共生社会の実現に向けて私たちに何ができるのかを考える機会となりました。また、本セミナーは文部科学省が実施する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」の枠組みを活用するもので、山陰地方及び本県では初開催となりました。

初めに、文部科学省の担当者より「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」について、教育と福祉の連携、多様な主体が集う協議の場、障がいのある無に関わらず学ぶ場の必要性・重要性の説明がありました。

続いて、鳥取短期大学の國本真吾教授より「障がいのある人の生涯学習×福祉教育・学習」について講演いただきました。講演では、「福祉と教育のねらいは同じ」や、障がいのある方は福祉の「受け手」だけでなく「担い手」



にもなる、鳥取県の福祉教育の特徴は「福祉の心を育み、実践へつなげる」とのこと、という内容が印象的でした。

実践発表ではアトススペースからふる、わかとり青年学級、鳥取大学附属特別支援学校高等部専攻科、県社協の福祉教育試行的実践の報告がありました。本県でも様々な活動に取り組まれており、1人ひとりが輝ける居場所があることや、住民全員が地域を構成し活動主体となるという気づきがあった一方、活動の存在が認知不足だという課題もありました。

本セミナーには福祉関係者・団体の他、行政、教育、社会教育、住民の方、総勢84名の参加がありました。感想として「取り組みを初めて知った」や「職場や公民館の活動で取り入れたい」「活動と一緒に参加してみたい」との声があり、本セミナーをきっかけとし、それぞれの形で広がっていくことが期待されます。県社協も引き続き福祉教育研究委員会において、障がいのある人の主体的な取り組みについてまとめていきたいと考えています。

「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」をご利用ください

障がいを理由とする差別取扱いの解消を目指す「障害者差別解消法」は、障がい者が活動する上での「バリア(障壁)」を取り除く「合理的配慮の提供」を民間事業者には義務付けています。みんなが暮らしやすい社会にしていけるためには、障がい者が生活をしていく上で支障となるバリア「社会的障壁」を取り除くことが重要です。鳥取県では、県内の民間事業者に対し、社会的障壁の除去に必要な経費を支援する補助制度を設けていますので、是非ご利用ください。

補助金の概要

●補助対象経費

合理的配慮(生活上のバリアを取り除くため)に要する経費で、可動式スロープ、パンフレット等の点字化、筆談ボード、障がい者用駐車スペースの区画整備など

●補助率 2/3

(あいサポートの認定を受けると5万円までは10/10

で、5万円を超える場合は5万円+超える金額の2/3)

●限度額 30万円(補助金の上限額)

●申請期限等

申請期限はありませんが、令和8年度内に完了する事業に限りです。

※詳しくは、担当にお問い合わせください。

◆問い合わせ先 福祉振興部 ☎0857-59-6344◆



パソコン修理～ 介護ソフト～ 伝送設定～

OA機器 リース メンテナンス
有限会社 松本事務機



鳥取市千代水2丁目117番地
<http://values.main.jp>

☎ 0857-31-6661
FAX 0857-31-6662

